

別表十八（一）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、令和5年改正前の措置法第66条の11の4第3項《認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例》の通算法人又は他の通算法人が同項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人番号」の欄は、国税庁から通知を受けた13桁の法人番号（被合併法人の場合は合併前の法人番号）を記載します。
- 3 通算親法人が提出した法第72条第1項各号《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる事項を記載した中間申告書（法第71条第1項《中間申告》の規定による申告書をいいます。以下3において同じです。）にこの明細書が添付されている場合には、他の通算法人が提出する中間申告書（当該通算親法人が提出した中間申告書に係る法第72条第1項に規定する期間の末日に終了する当該他の通算法人の同項に規定する期間に係るものに限りません。）についてはこの明細書の添付を要しません。
- 4 通算親法人が提出した確定申告書（法第74条第1項《確定申告》の規定による申告書をいいます。以下4において同じです。）にこの明細書が添付されている場合には、他の通算法人が提出する確定申告書（当該通算親法人が提出した確定申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限りません。）についてはこの明細書の添付を要しません。